

議会運営に関する陳情の取扱いについて

令和元年12月9日の議会運営委員会において、諮問事項4「議会運営に関する陳情の取扱い」については、別紙の内容と協議の流れが示され、改めて会派内でその内容等を確認の上、令和2年第1回定例会の議会運営委員会で決定することとした。

そのため、下記の開始時期及び継続審査中の陳情の取扱いについても確認した上で、別紙の内容を申合せ事項として決定したい。

諮問事項4 議会運営に関する陳情の取扱いについて

提案理由

議会運営に関する事項は、全会一致を原則としていることから、採決が前提である陳情審査ではなく、議会全体の合意が図られるよう諮問事項として提案し、審議することが望ましいと考える。

そのため、議会運営に関する陳情は、議会運営委員に参考送付し、諮問事項で議論することを提案する。

記

1 開始時期

令和2年第2回定例会で受理する陳情から適用する。

2 継続審査中の陳情の取扱い

陳情受理後の申合せ事項の決定であるため、現行どおり審査する。

別 紙

議会運営に関する陳情の取扱いについて（案）

- 1 「請願・陳情の委員会付託（審査）除外基準」に該当しない議会運営に関する陳情も、議会運営委員会へ付託せず、議会運営委員へ参考送付する。
- 2 議会運営委員は参考送付を受けた陳情をもとに、議会運営委員会として議論すべき視点があるか検討する。
- 3 議論すべき視点がある場合は、定例会中日の議会運営委員会理事会3開庁日前までに、会派を通じて議論すべき視点を盛り込んだ諮問項目を、理由を付して提案する。
- 4 提案された内容は、定例会中日の議会運営委員会理事会で協議する。
- 5 議会運営委員会理事会において全会一致で合意された事項は、議会運営委員会において諮問事項として決定する。
- 6 決定した諮問事項は、次回定例会の議会運営委員会理事会で議会運営委員会において審議するかを協議する際の項目として追加される。

協議の流れ【イメージ図】

議会運営に関する陳情が
提出された場合

陳情書が提出される

告示日前日
午後3時

陳情の締切日

告示日

参考送付

※議会運営に関する陳情を議会運営委員に
参考送付

現行の諮問事項の取扱い

幹事長会出席会派から
議会運営委員会の
諮問事項の提案書が提出される

定例会中日の議会運営委員会理事会3開庁日前までに
提案書を提出

議会運営委員会理事会

※議会運営委員会における諮問事項の対象となるか協議する。

全会一致

中 日

議会運営委員会

※諮問事項として決定

次回定例会の議会運営委員会理事会

※議会運営委員会で審議する項目を協議し、決定する。